

グローバルレポート

インドネシアは4つの好材料を経済成長の起爆剤とできるか

グローバルコンサルティング部 [東京] チーフコンサルタント 半田 博愛

■ 16年下期に向けて経済は好転の兆し

- 15年初頭からの原油価格の下落に伴い伸び悩んでいたインドネシア経済に復調の兆しが表れている。現地不動産事業者などとのやり取りからも、取引復調の話を目にする。そこで改めてインドネシアにおける足元の経済成長の要素を整理すると、「ネガティブリスト改正」「個人所得税控除・免除の充実」「租税特赦」「スリ・ムルヤニ新財務相誕生」の4つが挙げられる。
- ネガティブリスト改正
 - 政府当局は、5月18日に大統領令2016年第44号を施行し、ネガティブリストを改正した。個人消費が伸び悩み、原油価格の下落により貿易赤字が悪化する最中での規制緩和であり、主にサービス業を中心に外資企業の出資比率が大幅に緩和されることとなった。中でも冷蔵保管倉庫やエンターテインメント産業分野は、従来投資を手控えていた外資系企業の新規参入の関心も高く、経済成長の呼び水として期待されている。
- 個人所得税控除・免除の充実
 - 6月25日に署名された財務相令は、個人所得税の免税対象者が、個人月収300万ルピア未満から同450万ルピアに拡大されたことに加え、課税対象者についても個人所得税の控除額を年5,400万ルピアに引き上げた。景気刺激策の一環としての要素が強いながらも、可処分所得の向上に伴い個人消費の拡大が期待される。
- 租税特赦
 - また、6月28日に国会で可決された租税特赦法案も、投資の観点から経済成長の起爆剤となりうる。特赦代償金の算定率が申告時期によって2-10%と幅つきながらも、通常の税率より低率となっており、国外に隠匿された約1,000兆ルピアの資産の還流及び税収増を実現することが目的である。インドネシア財務省が7月18日より受付を開始し、同月28日までに国内外の資産で約1兆ルピアの資産申告を受け付けるなど、その効果が既に現れつつある。但し、国外からの還流資産は「インドネシア国債」「国有企業社債」「政府・民間セクター協同インフラ投資」など政府が定めた分野への投資が義務付けられるためその見極めが必要となるだろう。
- スリ・ムルヤニ新財務相誕生
 - 最後に、ジョコ・ウィド大統領が7月27日に実施した内閣改造により財務相に就任したスリ・ムルヤニ氏が投資に向けて好材料となるだろう。「鉄の女」とも称されるスリ・ムルヤニ氏は、ユドヨノ前政権下で国家開発企画庁長官や経済調整相、財務相などを歴任し、ユドヨノ政権下の経済成長に貢献した人材として評判が高く、その再登板に関して国内市場は概ね好意的にとらえている。ただ、2016年5月に最大野党のゴルカル党が連立与党としての参加を決定したが、2010年にスリ氏がゴルカル党党首であるアブリザル・バクリ党首との確執により財務相を辞任したように、スリ氏が推進する改革路線に異議を唱える議員が現れ、新たな対立構造が生じないか注視する必要があるだろう。

- 7月18日にアジア開発銀行が発表した「アジア経済見通し」では、インドネシアの16年の実質GDP成長率は5.2%と予想されている。上記の各種政策が軌道に乗り機能してくれば、更なる経済成長も期待されよう。
- 経済成長率6%達成に向けた新たな成長の種を見出せるか
 - 約2.5億人の人口を抱えるインドネシアにとって、経済成長率6%は、新規雇用も含めた国全体の雇用維持のために必要最低限の水準とされている。そのため2016年通期で5%台の成長に改善されても、雇用維持の最低ラインを上回することは困難となりそうだ。インドネシア政府としてはユドヨノ政権時代に達成していた経済成長率6%以上の水準を実現するために、一層の経済政策を打ち出す必要がある。
 - 今年打ち出された個人所得税恩典や租税特赦は一過性の要素が強く、これらで生じた余剰資金をどのように個人消費や投資に回し、カネを循環していくかが重要となる。また、依然として上昇しない原油価格の状況を鑑みると、経済成長を輸出に依存することは市況が好転しない限り難しく、政府当局としては個人消費・投資を補うべく更なる外資規制緩和による投資拡大に活路を見出す可能性も考えられるだろう。

以上

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。